

京都市告示第 267 号

平成 23 年京都市告示第 333 号による要措置区域の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 23 号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない物質の一部を除外します。

平成 26 年 8 月 15 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類  
1, 1-ジクロロエチレン
- 2 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する要措置区域  
京都市伏見区竹田向代町 112 番の一部

(環境政策局環境企画部環境指導課)